

# 居宅介護支援事業所 湖の花 概要

## (事業の目的)

社会福祉法人楽樹（以下、「本会」という）が実施する居宅介護支援事業（以下、「本事業」という）は、要介護者等の心身の状況、その他その置かれている環境等に応じて本人や家族の意向等を基に、居宅サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の居宅サービス計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者および介護保険施設等との連絡調整その他を行うことを目的とする。

## (運営方針)

本事業は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。

3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4. 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

5. 上記の他、「天津市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成27年条例第53号）」を遵守する。

## (事業所の名称等)

名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援事業所 湖の花
- (2) 所在地 滋賀県大津市衣川二丁目27番1号

## (職員の職種、員数及び職務内容)

居宅介護支援事業所 湖の花（以下、「事業所」という）に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者： 1名

管理者は、事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、本事業の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従業者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員： 1名以上

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて居宅サービスを適切に利用できるよう、要介護者等の希望を踏まえた居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う。

- (3) その他の補助職員：利用者の状況に応じて配置する。

## (営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、本会の就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日は、通常月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間は、午前8時45分から午後5時45分までとする。

- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

## (居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

居宅介護支援事業の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 : 居宅介護支援事業所湖の花 相談室
- (2) 使用する課題分析表の種類 : 居宅サービス計画ガイドライン方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 : 原則、利用者宅とする。
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 : 最低1ヶ月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ訪問する。

## (利用料等)

指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用者の負担はない。

2. 通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業実施地域を越える地点を起点として100円/1kmとして計算した額

3. 介護報酬の告示以外の費用については、個人負担とし次の額を徴収する。

- (1) 記録等複写に伴う費用(1枚10円)

4. 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

## (通常の事業実施地域)

通常の実施地域は、大津市のうち、以下の学区の範囲とする。

(和邇・堅田・比叡・中の各学区)

## (苦情処理)

提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

2. 提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼または市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

3. 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

## (その他運営に関する重要事項)

本事業の社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2. 利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保する。

3. 運営する法人の役員及び施設の管理者その他の従業者は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)ではない。

4. その運営について、暴力団員の支配を受けない。

5. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は本会が別に定めるものとする。

令和6年4月1日現在

居宅介護支援事業所 湖の花 管理者 今西 亜矢子